

# コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和3年3月22日付け環総第678号

## (趣旨)

**第1条** コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

**第2条** 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月28日政令第11号により指定感染症に指定された感染症をいう。以下同じ。）の拡大により、県内における社会貢献活動への影響を踏まえ、NPO（島根県県民いきいき活動促進条例で定める民間非営利活動をいう。以下同じ。）による支援を必要とする新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民を支えるための取組に必要な経費を助成するものとし、福祉、文化、スポーツ、教育、まちづくりなど、多様な分野において県民いきいき活動に取り組むNPOの活動の充実を目的とする。

## (事業実施主体)

**第3条** 事業実施主体（以下「事業者」という。）は、島根県社会貢献活動推進事業実施要綱に定める登録団体の要件を満たす団体を基本とし、別記コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金実施要領（以下、「要領」という。）に定めるとおりとする。

## (交付の対象)

**第4条** 交付対象とする事業、補助率等については次のとおりとする。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民に対し実施する事業に必要な経費（新規・拡充事業）、補助率10/10 補助上限1団体あたり50万円

2 補助対象経費等は、要領に定めるとおりとする。

## (事業提案書の提出)

**第5条** 補助事業を実施しようとする事業者は、コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金事業提案書（様式第1号。以下「事業提案書」という。）に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 事業提案書に添付すべき書類及び提出期限は、別に定めるものとする。

## (補助事業の審査及び事業の採択)

**第6条** 知事は、第5条の規程による事業提案書の提出があった場合には、当該提案書の内容について、別に定めるコロナ禍における NPO 緊急支援事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査し、事業の採否を決定するものとする。

2 知事は、第1項の規定により補助事業の採択を決定したときは、事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付申請)

第7条 第6条第2項の規定により採択の通知を受け、補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書(様式第2号)に必要書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、申請を受理した場合は、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認められたときは、補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 事業者は、補助金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理)

第10条 事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、第1項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(変更の承認等)

第11条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業効果に影響がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 事業者は、第8条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(実績報告)

第13条 事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、第13条の報告を受けた場合には、報告書等の種類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条第1項に

基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業者に通知する。

- 2 知事は、事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から15日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 知事は、やむを得ない事情があると認められるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (補助事業の実施状況報告)

**第15条** 事業者は、知事が指示したときは、実施状況報告書(様式第5号)により、補助事業の実施状況を報告しなければならない。

#### (補助金の支払)

- 第16条** 補助金は第14条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

#### (交付決定の取消し等)

**第17条** 知事は、第11条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

#### (財産の管理)

**第18条** 事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」とい

う。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 知事は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を県に納付させることがある。

#### (財産処分の制限)

**第19条** 事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書(様式第7号)を提出するものとする。

- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増額価格が10万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間とする。

#### (情報公開)

**第20条** 補助金の交付を受けて事業を実施した事業者は、補助事業の内容と成果について、当該団体のホームページや広報物により、広く県民に情報を公開するものとする。

- 2 事業者は、知事が補助事業に関する情報公開を行うときは、必要な協力をしなければならない。

#### (その他)

**第21条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は令和3年3月22日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この要綱の施行前に行った事業提案書等必要書類の提出は、この要綱の第5条に基づいて行った手続とみなす。

様式第1号（第5条関係）

令和 年 月 日

島根県知事様

団体の住所

団体の名称

代表者の役職および氏名

コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金事業提案書

コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添付して提出します。

記

添付書類

- 1 事業提案企画書（様式第1号 添付書類1）
- 2 収支計画書（様式第1号 添付書類2）
- 3 確認書（様式第1号 添付書類3） 省略
- 4 役員名簿（様式第1号 添付書類4） 省略
- 5 団体の年間事業計画書及び年間収支予算書（直近のもの） 省略
- 6 団体の定款、規約 省略
- 7 【市民活動団体のみ必要な書類】島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で行った又は行っている事業の契約書等の写し（ここでいう協働は補助、委託、共催、後援又はそれに類するものとします） 省略
- 8 団体の活動内容及び提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ、5枚以内）

※ただし、「令和2年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金」の事業採択団体、申請団体及び「しまね社会貢献基金登録団体」は、上記3、4、5、6、7の提出は不要とします。省略する場合は□に✓チェックを入れてください。

(様式第1号 添付書類1)

整理番号	
------	--

※添付書類を含め、A4サイズ  
片面で統一してください。

## コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金事業提案企画書

令和 年 月 日

島根県知事 様

### 1. 提案団体

団体の名称	(フリガナ)		
代表者	(職名)	(氏名)	
団体の所在地	〒		
設立年月日		構成員数	
電話番号		FAX番号	
E-mailアドレス			
担当者			
担当者連絡先	〒		
	電話番号：	FAX番号：	
	E-mailアドレス：		

※ 「担当者連絡先」欄は、必ず記載してください。提案書提出後は主にE-mailで連絡をします。

### 2. 提案事業

事業の名称	
事業概要	※詳細は別添「事業内容」及び「収支計画書」のとおり

「事業の名称」欄は、事業内容が的確に理解できる名称（・・・・・・事業）としてください。

### 3. 団体の情報発信 団体に活用している情報発信手段に○をしてください。

ホームページ	<input type="checkbox"/>	Instagram	<input type="checkbox"/>	ブログ	<input type="checkbox"/>	LINE	<input type="checkbox"/>
Facebook	<input type="checkbox"/>	CANPAN	<input type="checkbox"/>	twitter	<input type="checkbox"/>	その他（情報誌など）	<input type="checkbox"/>

### 4. 団体の財政状況 参考までに団体の財政状況の概要をご記入ください。（単位：円）

	前年度決算（令和元年度）	当年度予算（令和2年度）
経常収益合計		
前期繰越金		
経常費用合計		
次期繰越金		

※申請内容について問い合わせをする場合がありますので、必ず提出書類の写しを保管しておいてください。

## <事業内容>

### 【事業内容の記載にあたって】

※ 新型コロナウイルス感染症の影響に対し、提案事業がどのような支援になるか、どのような効果が見込めるかを具体的に記載してください。

<p>1 提案事業の目的</p>	<p>① この提案事業で解決しようとするコロナ禍の地域課題は何ですか。団体のこれまでの活動と事業提案のきっかけを含めご記入ください。</p> <hr/> <p>② 事業を実施しコロナ禍の地域課題を解決するとどのような効果が現れると考えますか。(直接的な効果を記載)</p> <hr/> <p>③ 上記の目的・効果以外に想定する効果は何ですか。(副次的な効果を記載)</p>
----------------------	--

2  
提案事業の概要

※事業を構成する個別の事業項目・内容を簡潔に記載してください。

●実施スケジュール

R 3. 4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
R 4. 1月	
2月	
3月	

<p>3 提案事業の 先進性・実効性</p>	<p>① 提案事業のアピールポイント（創意・工夫・先進性等）は何ですか。</p> <p>④ 実施上の懸案事項はありますか。またその解決策は考えていますか。</p>
<p>4 提案事業の地域 への拡がりと継 続性</p>	<p>今年度の活動をどのようにして地域へ拡げますか。本補助金は単年度限りの補助となりますが、来年度以降どのように継続していきますか。（財源の確保も含めて）</p>
<p>5 事業の執行体制</p>	<p>提案事業の実行するための執行体制を記入ください。（統括責任者、業務ごとの責任者、業務分担など）</p>
<p>6 特記事項</p>	<p>特に説明しておきたい事項があれば記載してください。</p>

(様式第1号 添付書類2)

## 収支計画書 (コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金)

団体の名称	
事業の名称	
県補助金額	円

### 1. 収入

(単位：円)

区 分	見 積 額	積算根拠 (数量、単価等)
県補助金		
合 計		

### 2. 支出

(単位：円)

区 分	見 積 額	積算根拠 (数量、単価等)	うち県補助額
合 計			

※「区分」欄は、人件費 (スタッフ等賃金)、報償費 (講師等謝金)、旅費 (交通費)、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料 (備品のリース料を含む) 等のような経費が必要か、分か  
りやすく記載してください。

また、助成対象外の経費についても、事業の収支全体を把握するために記載してください。

(様式第1号 添付書類3)

申請要件に関する確認書

令和 年 月 日

島根県知事 様

(団体名)

(代表者職・氏名)

印

当団体は、コロナ禍における NPO 緊急支援事業費補助金実施要領第1条に規定する各要件のいずれにも該当します。

なお、県において疑義がある場合は、別途、県の指示による必要な報告を行います。

記

(1) 設立後1年及び1事業年度が経過しているNPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 法第29条に規定する書類(事業報告書等)のすべてを所轄庁に提出している。
- エ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- オ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- カ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。

(2) 設立後1年又は1事業年度を経過していないNPO法人の場合

- ア 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 役員の中に暴力団関係者が含まれていない。
- エ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- オ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。
- カ 法人としての活動実績があること。

(3) 市民活動団体の場合

- ア 不特定かつ多数のもの(の)利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- ウ 市民活動団体設立の日以後1年及び1事業年度が経過している。
- エ 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)、予算及び決算書類を整備している。
- オ 過去5年以内に島根県内の行政機関及び島根県の外郭団体と協働で事業(補助、委託、共催、後援又はそれに類するもの)を行った実績を有する団体又は現在行っている。
- カ 法第2条第2項第2号に該当する。(法の規定を援用)
- キ 団体の役員が法第20条各号に該当しない。(法の規定を援用)

- ク 法第 21 条の規定を満たしている。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。

(4) 社団、財団法人の場合

- ア 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている。
- イ 主たる事務所の所在地が島根県内にある。
- ウ 活動を行う主たる区域が島根県内である。
- エ 法人成立の日以後 1 年及び 1 事業年度が経過している。
- オ 当該法人に係る法令等に規定される計算書類(財務諸表)等、事業報告書を整備している。
- カ 法第 2 条第 2 項第 2 号に該当する。（法の規定を援用）
- キ 団体の役員が法第 20 条各号に該当しない。（法の規定を援用）
- ク 法第 21 条の規定を満たしている。（法の規定を援用）
- ケ 県税及びその他の租税を滞納していない。
- コ 日本財団公益コミュニティサイト CANPAN に団体情報が登録されている。
- サ 以下①～③の要件を全て満たしている。
  - ①剰余金の分配を行わないことを定款に定めている。
  - ②解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めている。
  - ③上記①及び②の定款の定めに違反する行為（上記①及び②の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行ったことがない。

※「令和 2 年度持続可能な社会貢献活動支援事業費補助金」の事業採択団体、申請団体及び「しまね社会貢献基金登録団体」は提出不要です。



島根県知事様

団体の住所  
団体の名称  
代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付申請書

令和3年〇〇月〇〇日付け環総第〇〇〇号で採択のあったコロナ禍におけるNPO緊急支援事業について、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 補助金を受けて実施する事業名

2 事業の目的及び内容

別紙事業提案企画書(様式第1号添付書類1)及び収支計画書(様式第1号添付書類2)のとおり  
※事業採択時の事業提案企画書、収支計画書に変更がなければ提出不要

3 事業に要する経費及び活動支援金交付申請額

- ・事業に要する経費 円
- ・交付申請額 円

4 事業完了予定日

年 月 日

5 島根県での振込口座登録の有無(該当する方にチェックをしてください。)

有 無

(備考) 事業採択書の写しを添付すること。

様式第3号（第11条関係）

令和 年 月 日

島根県知事様

団体の住所  
団体の名称  
代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金変更承認申請書

令和3年〇月〇日付け環総第〇〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 収支予算変更内訳書（別紙のとおり）

(様式第3号別紙)

収支予算変更内訳書

1 変更内容

事業名	
具体的な変更内容	

2 収支決算

(1) 収入 (単位:円)

区分	変更前予算額	変更後予算額
補助金		
その他の助成金等収入		
自己資金		
合計		

(2) 支出 (単位:円)

項目	変更前		変更後	
	予算額	うち補助金額	予算額	うち補助金額
合計				

様式第4号（第13条関係）

令和 年 月 日

島根県知事様

団体の住所  
団体の名称  
代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金実績報告書

令和3年〇月〇日付け環総第〇〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、その実績を報告します。

（なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。）

記

1 事業結果報告 別紙のとおり

2 事業の完了年月日 令和 年 月 日

3 事業に要した経費及び交付金額

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 事業に要した経費 | 円 |
| (2) 交付金額     | 円 |
| (3) 差引過不足金額  | 円 |

4 添付書類

- (1) 事業結果報告書（様式第4号別紙）
- (2) 事業内容が確認できる書類（成果品、事業の写真、広報チラシ、事業を紹介した会報など）
- (3) 支出証拠書（領収証等の支出金額が確認出来る書類の写し）

(様式第4号別紙)

事業結果報告書

1 事業内容

事業名	
実施期間	
実施場所	
具体的な内容	
事業成果 (実施団体の評価)	

2 収支決算

(1) 収入 (単位:円)

区分	決算額
補助金	
その他の助成金等収入	
自己資金	
合計	

(2) 支出 (単位:円)

項目	決算額	うち補助金
合計		

様式第5号（第15条関係）

令和 年 月 日

島根県知事様

団体の住所  
 団体の名称  
 代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業実施状況報告書

令和3年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業補助金交付要綱第15条の規定により、その実施状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業の遂行状況

( 年 月 日現在)

事業区分	計 画	遂行状況	進捗率	完了予定 年月日	備 考
			%		

2 経費（事業費）の執行状況

( 年 月 日現在)

事業区分	計 画 額	執行済額	出来高	今後執行予定額	備 考
	円	円	%	円	

※本様式は知事が指示した場合に限り提出を求めるものです。

実績報告書とは異なりますのでご注意ください。

令和 年 月 日

島根県知事様

団体の住所  
団体の名称  
代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金概算払請求書

令和3年〇月〇日付け環総第〇〇号で補助金の交付決定のあった補助金について、下記により概算払いによって交付されたく、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱第16条の規定に基づき請求します。

	記	
1 活動支援金の請求金額	金	円
（内訳）		
交付決定額		円
概算払受領済額		円
今回請求額		円
残額		円
2 概算払を必要とする理由		

島 根 県 知 事 様

団体の住所  
 団体の名称  
 代表者の役職および氏名

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金財産処分承認申請書

コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金により取得した財産等について、下記のとおり処分したいので、コロナ禍におけるNPO緊急支援事業費補助金交付要綱第19条の規定により承認を申請します。

記

1. 処分をしようとする財産等

2. 処分を必要とする理由

3. 処分の方法

4. 処分対象財産の状況

財産等 の種類	財産等 の名称	形式	数量	取得価格		取 得 年月日	残存価格		備考
				単価	金額		単価	金額	
				円	円		円	円	